

7 相続人などが受け取られた生命（損害）保険金や死亡退職金について記入してください。							
生命 保 険 金 等	保険会社等	金額	死 亡 退 職 金	支払会社等	金額		
	①	イ		万円	①	ハ	万円
	②	ロ		万円	②	ニ	万円
(注) 生命(損害)保険金や死亡退職金は一定額が非課税となりますので、次により計算します。※赤字のときはゼロ					ホ+への金額		
生命保険金等：(イ+ロの金額_____万円) - (㉞の人数_____人×500万円) = ホ_____万円					㉟		
死亡退職金：(ハ+ニの金額_____万円) - (㉞の人数_____人×500万円) = へ_____万円							
8 亡くなられた人の財産で、上記4から7以外の財産（家庭用財産、自動車、貸付金、書画・骨とうなど）について記入してください。							
財産の種類	数量等	金額	財産の種類	数量等	金額		
①		万円	③		万円		
②		万円	合計額		㉠	万円	
9 亡くなられた人から、相続時精算課税を適用した財産の贈与を受けた人がおられる場合に、その財産について記入してください。							
贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金額	贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金額		
①		万円	③		万円		
②		万円	合計額		㉡	万円	
10 亡くなられた人から、亡くなる前3年以内に、上記9以外の財産の贈与を受けた人がおられる場合に、その財産について記入してください。							
贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金額	贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金額		
①		万円	③		万円		
②		万円	合計額		㉢	万円	
11 亡くなられた人の借入金や未納となっている税金などの債務について記入してください。また、葬式費用について記入してください。							
借入先など債権者の住所・所在と氏名・名称	金額	借入先など債権者の住所・所在と氏名・名称	金額				
①	万円	③ 葬式費用の概算	万円				
②	万円	合計額		㉣	万円		
12 相続税の申告書の提出が必要かどうかについて検討します。（概算によるものですので、詳細については税務署にお尋ねください。）							
㉤の金額	万円	(㉠-㉣)の金額 ※赤字のときはゼロ	㉥	万円			
㉡の金額	万円	((㉡+㉢)の金額	㉦	万円			
㉣の金額	万円	基礎控除額の計算 3,000万円 + (㉤_____人 × 600万円) = _____万円	㉧	万円			
㉥の金額	万円	(㉦-㉧)の金額	㉨	万円			
㉠の金額	万円	㉨の金額 《黒字である場合》相続税の申告が必要です。 《赤字である場合》相続税の申告は不要です。					
㉡の金額	万円	※ あくまでも概算による結果ですので、㉦の金額と㉧の金額の差が小さい場合には、申告の要否について更に検討する必要があります。					
㉢から㉣の合計額	㉩	万円	※ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】には、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの詳しい情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しておりますのでご利用ください。				
平成_____年_____月_____日			作成税理士の氏名、事務所所在地、電話番号				
住所_____							
氏名_____			電話番号_____				

※ 相続税の申告が不要な場合には、お手数ですが、この「相続税の申告要否検討表」を作成していただき、税務署に提出してください。

【注意】 この「相続税の申告要否検討表」は、相続税の申告書ではありません。